

共生型サービスの推進に向けた医療・介護保険施設等における 自立訓練（機能訓練）の提供の評価

現 状

- **令和6年度報酬改定**では、障害福祉サービスである自立訓練（機能訓練）の提供体制を拡充するため、「病院又は診療所」および「通所リハビリテーション事業所」において、**自立訓練（機能訓練）を基準該当サービスまたは共生型サービスとして提供することが可能**となった。（参考資料①）
- 介護保険制度では、医療法等に基づき既に指定を受けている事業所（例：訪問看護ステーション）が、介護保険サービスの指定を受けたものと「みなす」制度（みなし指定）が存在する。これにより、事業所は煩雑な申請手続きを経ることなく、介護保険サービスの提供が可能となっている。
※みなし指定とは、指定申請を不要とするこの意味で使用。

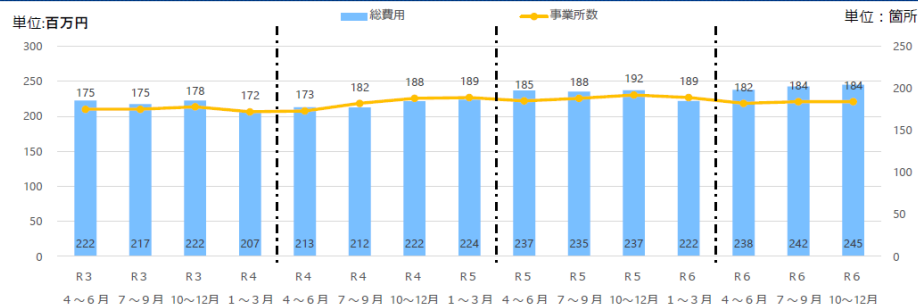
課 題

- 自立訓練（機能訓練）事業所は全国で**184か所**、利用者数は2,196名(R6.10～12月時点)と非常に少なく、**令和6年度報酬改定後の推移も横ばい傾向**である。
- 医療施設および通所リハビリテーション事業所を対象としたアンケート調査（R7.8月実施）では、**令和6年度報酬改定後に自立訓練（機能訓練）を導入した施設は1%（3施設）、導入予定は3%（11施設）**と少数であった。
また、導入（予定）施設の**71%が手続きに困難**を感じており、主な理由は「書類作成の煩雑さ」、「定款変更」、「行政手続きに時間がかかる」であった。また一部自治体の「町の条例に福祉事業の記載がないと認可できない」等といったローカルルールにより、導入が阻まれたという意見が挙げられた。
制度の改善に向けた必要な支援として「制度の案内・説明の充実（33.1%）」を挙げた者が最も多く、次いで「適切な報酬の見直し（16.9%）」、「人員配置・職員育成（16.1%）」、「行政対応・申請手続きの改善（9.6%）」が挙げた。（参考資料②）

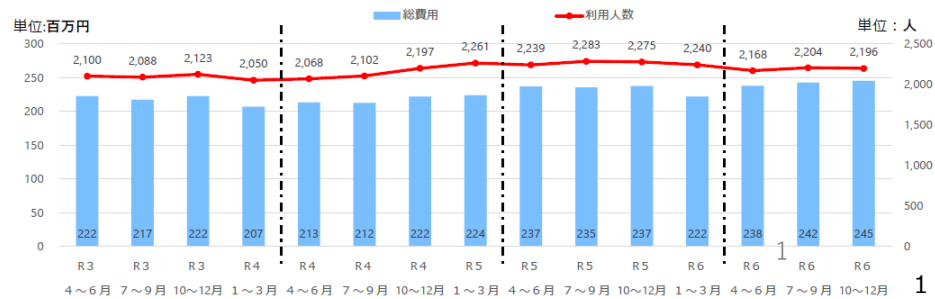
要 望

- 障害者の身体機能・日常生活動作能力低下を予防するために病院・診療所と通所リハビリテーション（以下、通所リハ）にて、自立訓練（機能訓練）による**訓練等給付においては、指定申請を不要とすること。**
- 現行の**共生型障害福祉サービスの指定申請に必要な書類（定款変更、事業計画、職員配置表等）を簡素化し、標準様式を全国共通で整備**すること。
また、全国一律の運用指針を示すこと。（参考資料③）
- **医療機関・通所リハ事業所向けに、制度の概要・導入手順・報酬体系をわかりやすくまとめたガイドラインや研修資料を整備・配布**すること。
- H24年・H27年時と比べ基本報酬が下がっている、**自立訓練（機能訓練）共生型・基準該当訓練サービス費の報酬を引き上げる**こと。

自立訓練（機能訓練）：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



自立訓練（機能訓練）：総費用、利用人数、1人当たり費用額



参考資料①共生型サービスの推進に向けた医療・介護保険施設等における 自立訓練（機能訓練）の提供の評価

“共生型サービス”の指定

共生型サービス＝高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通する所定のサービスについて、共生型サービスの指定を受けることができる。

✓ サービス提供を開始するに当たり、自治体への**指定申請が必要**となる。

共生型サービスの対象となるサービス

○ 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い □ 泊まり	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上） ○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの請求事業所数
（介護保険事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合）

（令和6年11月審査分（10月サービス提供分））

種類	指定を受けている介護保険サービス（※）	共生型の請求事業所数	（参考）サービス全体の請求事業所数
【障害福祉サービス】		1,245	-
居宅介護	指定訪問介護事業所	281	22,551
重度訪問介護	指定訪問介護事業所	75	7,618
短期入所	指定短期入所生活介護事業所（介護予防を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	91	6,533
生活介護	指定通所介護事業所（地域密着型を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	729	12,950
自立訓練（機能訓練）	指定通所介護事業所（地域密着型を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	45	185
自立訓練（生活訓練）	指定通所介護事業所（地域密着型を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	24	1,377
【障害児通所支援】		168	-
児童発達支援	指定通所介護事業所（地域密着型を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	28	13,209
放課後等デイサービス	指定通所介護事業所（地域密着型を含む）、（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）の「通い」部分	140	22,416
合計		1,413	-

（出典）国保連合会保有給付実績情報に基づき、障害保健福祉部に任意集計を実施。

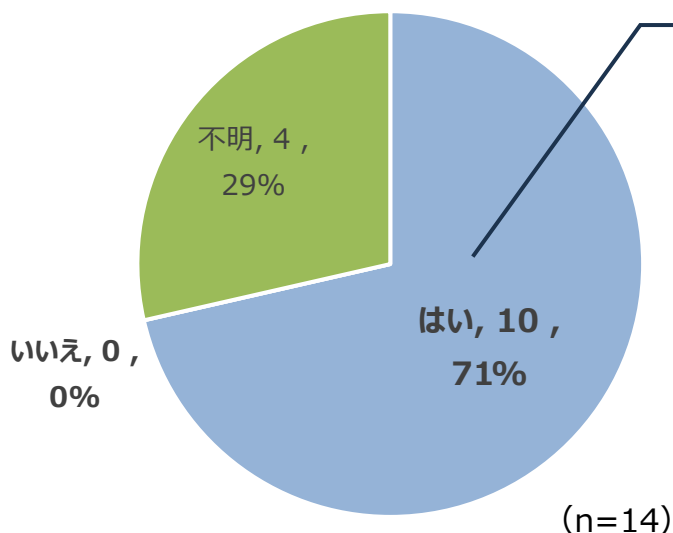
（※1）「指定を受けている介護保険サービス」中の「共生型の請求事業所数」の内訳は把握できていない。また、介護保険サービス以外に、居宅生活介護は共生型障害児通所支援の指定が、児童発達支援は共生型生活介護の指定が可能であり、併記されている。

（※2）「サービス全体の請求事業所数」は令和6年11月審査分（10月サービス提供分）。

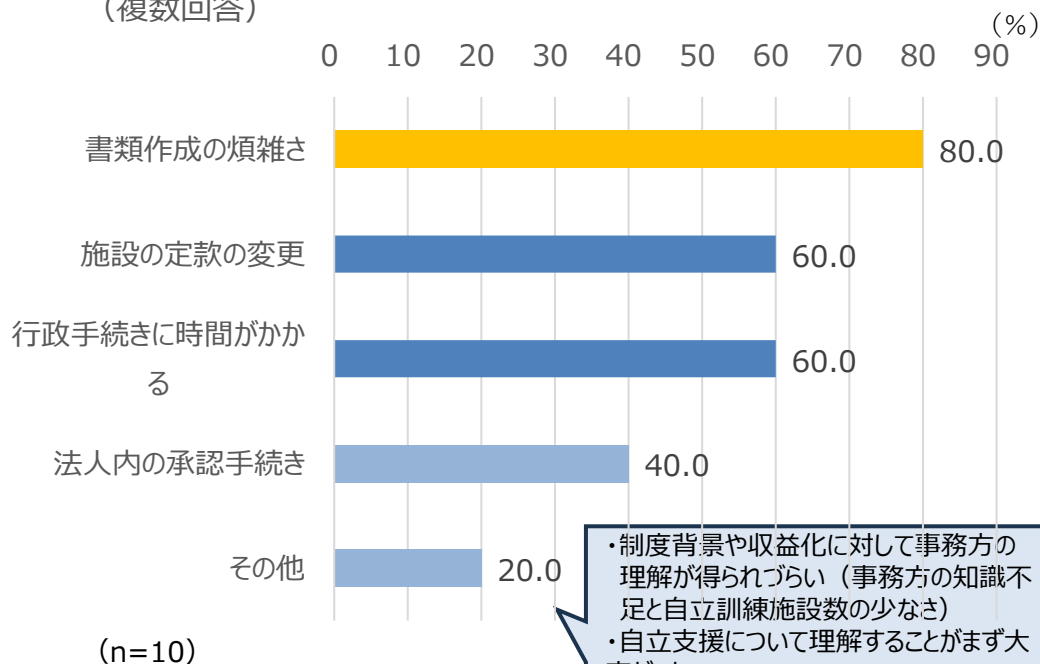
手続きに関する実態

- 自立訓練（機能訓練）を導入した14施設のうち、10施設（71%）は導入手続きに困難を感じ、困難を感じないと回答した施設は0件であった。
- 手続きに関する困難点は、「書類作成の煩雑さ（80%）」が最も多くを占め、次いで「施設の定款の変更（60%）」、「行政手続きに時間がかかる（60%）」が占めた。そのほか、所属施設内における制度理解や収益化に対する理解の得にくいことが困難感として挙げられた。

Q9. (Q7で「導入した」または「導入予定」を選択した場合)
導入手続きについて、困難を感じることはありますか？



Q10. Q9で「はい」と回答した場合：手続きに関して困難を感じる点
(複数回答)



参考資料③ 共生型サービスの推進に向けた医療・介護保険施設等における 自立訓練（機能訓練）の提供の評価

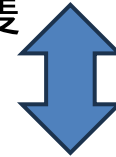
共生型サービス指定に係る特例（指定手続き②）

デイサービス

介護保険法施行規則第119条・第131条の3の2、児童福祉法施行規則第18条の27・第18条の29、障害者総合支援法施行規則第34条の9・第34条の14・第34条の15により、以下4、5、7、9については省略可能。

	介護保険法施行規則	児童福祉法施行規則		障害者総合支援法施行規則			省略可否
	(第119条・第131条の3の2) 通所介護・地域密着型通所介護	(第18条の27) 児童発達支援	(第18条の29) 放課後等 デイサービス	(第34条の9) 生活介護	(第34条の14) 自立訓練 (機能訓練)	(第34条の15) 自立訓練 (生活訓練)	
1	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	×
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
4	申請者の事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	申請者の登記事項証明書又は条例等	○
5	事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要	○
6	-	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	利用者の推定数	×
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職名	○
8	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	運営規程	×
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
10	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
11	-	-	-	指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容	指定障害福祉サービス基準第六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容	指定障害福祉サービス基準第七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容	×
12	誓約書	法第二十一条の五の十五第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	誓約書	誓約書	誓約書	誓約書	×
13	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	その他指定に関し必要と認める事項	×

サービスとしては、
【介護保険】
通所リハ／小規模多機能型
居宅介護



【障害福祉】
自立訓練（機能訓練）

対象とされているにも関わらず、
指定手続きの特例の対象と
なっていない。